

いじめの対応は、正確な認知から

資料3

(案)

法律によるいじめの定義

法律の成立前

加害側の行為の継続性や意図、与える影響の大きさなどによりいじめと判断

法律の成立後

被害側が、「嫌な思い」「苦痛」を感じていけばいじめと判断
(被害側の立場で判断・結果責任)



いじめ防止対策推進法 第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



<いじめ防止対策推進法制定の目的>



子どもたちの中で起きる**些細な出来事**が
予期せぬ方向に推移して**重大な事態に至ることを防ぐ**

重要なこと

**被害性に着目して
いじめを認知する**

正確ないじめ認知の考え方

法律の定義では、「力の差」「継続性」「一方的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていません。
ふざけ合いやよくあるトラブルなどと安易に判断せず、見逃すことがないようにしましょう。

<間違った理解の例>



一方的ではないのでいじめではない



友達同士だからいじめではない



一回限りのトラブルだからいじめではない



こんな些細なトラブルだからいじめではない

法律上のいじめを正しく理解し、正確に認知することが大切です。

いじめの問題への対応

未然防止に向けて

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる
- 子供がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団をつくる など



早期発見に向けて

- 子供の声に耳を傾ける
- 子供の行動を注視する など



解消に向けて

- いじめられている子供や保護者の立場に立って対応する
- 単に謝罪をもって安易に解消と判断しない など

